

法人市民税の Q&A

1. 法人市民税均等割の月割計算について

《質問》

事務所等が事業年度の中で親切・廃止された場合、均等割の月割計算はどうなりますか。

《回答》

税率を適用して得られた均等割額に対して、当該事業年度中において事務所等が存在した月数を乗じて得た額を12で除して計算します。この場合の月数は暦に従って計算し、存在月数が10日というように、1月に満たない場合は1月としますが、2ヶ月と10日というように、1月に満たない端数が生じた場合は、10日の端数を切り捨てて2ヶ月としてください。

2. 分割基準となる従業者数について

《質問》

事業年度の途中で事務所等を新設・廃止した場合の従業者数の計算はどうなりますか。

《回答》

その算定期間における、法人税割の課税標準の分割に使用する従業者数は、つぎのように計算します。

(1) 算定期間の中で事務所等が新設された場合

算定期間の末日現在の従業者数×新設された事務所等の存在月数÷算定期間の月数

(2) 算定期間の中で事務所等が廃止された場合

廃止の日の属する月の前月の末日現在における従業者数×廃止された事務所等の存在月数÷算定期間の月数

計算にあたって、従業者数の数に1人に満たない端数が生じたときは、1人とします。また、月数については暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、切り上げて1月としてください。

3. 法人市民税の均等割算出の際のアルバイト等の扱いについて

《質問》

法人市民税の均等割の基準の人数にはパートタイマーやアルバイトも含まれますか。(私の会社ではアルバイトを数名雇っています。このアルバイトの人数も、従業者数に入りますか。)

《回答》

均等割の基準となる市内の事務所等の従業者数には、原則としてパートタイマー、アルバイト、日雇者（以下アルバイト等といいます。）の人数も含まれます。ただし、事務所等ごとに課税標準の算定期間の末日を含む直前 1 か月のアルバイト等の総勤務時間数を 170 で除して得た数値の合計数を均等割上の従業者数とすることも可能です。